

毎週月.水.金曜日発行

富 山 県 報

平成30年3月30日

金 曜 日

号 外(9)

目 次

規 則

○富山県建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則 1

規 則

富山県建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成30年3月30日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第20号

富山県建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則

富山県建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（平成6年富山県規則第60号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第48条第14項」を「第48条第15項」に改める。

第12条中「許可等に」を「法第46条第1項又は第48条第15項に規定する」に改める。

第13条中「及び第5条」及び「及び第6条」を削り、「及び第7条中」を「中」「請求者又は」とあるのは「利害関係者又は」と、「」に、「、第7条中」を「、第7条中」「請求者等」とあるのは「利害関係者等」と、「」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

(建築住宅課)

